

エネルギー回収施設（立谷川）建設及び運営事業の実施方針等に関する質問、意見への回答

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
1	実施方針	7	II	8	(1)	イ				設計・建設業務期間	マテリアルリサイクル推進施設等の設計業務：本件施設の設計と同一期間との記載ですが、マテリアルリサイクル推進施設等の設計業務期間は本件施設の設計・建設業務期間中において、事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	マテリアルリサイクル推進施設等の設計業務期間は本件施設の設計・建設業務期間の内、設計を行う期間中に事業者の提案により設計してください。
2	実施方針	7	II	9	(1)					本件施設対象区域	平成29年10月から平成33年3月まで本件施設の運営・維持管理を実施するとの記載ですが、マテリアルリサイクル推進施設等建設工事期間中、当該工事エリア（仮設施設解体エリアを含む）については、民間事業者の維持管理業務範囲外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	7	II	9	(1)					既設構造物	現状のA工区には既設構造物（バナナ加工場）があるものと推定されます。工事着工時には組合様により既設構造物は地下埋設物を含めてすべて撤去され、更地になっているものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 バナナ棟は平成25年内に解体・撤去が完了する予定です。
4	実施方針	7	II	9	(2)					立谷川清掃工場の解体の仮設計画	本件施設の供用開始後のC工区の立谷川清掃工場解体に係る仮設計画は、本業務の対象外と理解します。また、解体・撤去はどのくらいの期間を想定されていますでしょうか。	ご理解のとおりです。 平成29年10月の本件施設の供用開始後から平成32年9月頃までの期間を想定しております。
5	実施方針	7	II	10						事業期間終了後の措置	本件施設または複合施設を本件施設共用開始後約30年間に亘って使用する予定とのことですが、マテリアルリサイクル推進施設は応募者による建設を行わない施設であるため施工に起因するリスクを負担できる立場ではないと考え、また、20年近く経過した時点では、設計及び施工に係るかし責任も期限を越えていると思われます。従って運営事業者が明らかに維持管理を怠った場合を除き、大きな損傷等の補修の必要があると運営事業者が判断した場合は、事業期間終了後への提案を行うということではよろしいでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。
6	実施方針	8	II	5	(2)					本事業対象施設の概要（複合施設の概要）	マテリアルリサイクル推進施設等の実施設計および運営・維持管理業務が民間事業者の業務範囲となっておりますが、民間事業者の責めに帰さない事由により、本事業入札時の計画と実施設計内容に変更が生じ運営・維持管理業務費用が増加した場合には協議をさせて頂きたくお願い致します。	詳細については入札説明書等で示します。
7	実施方針	8	II	11	(1)	ウ				民間事業者が行う業務	マテリアル推進施設の設計の業務は、建築確認申請業務も含まれるのでしょうか。	含まれておりません。
8	実施方針	8	II	11	(2)					組合が行う業務	A工区・B工区における仮設施設の解体工事は組合殿所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
9	実施方針	9	II	12						民間事業者の収入	民間事業者が行う業務であるマテリアルリサイクル推進施設等に関する業務（実施方針 III-11-(1)ウ 設計）においても組合より対価を支払い頂けるものとして考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針	9	II	13						売電収入の帰属先	売電収入は組合殿に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分配慮し、運営・維持管理業務を行うとのことですが、売電収入の向上のインセンティブとして運営事業者への考慮をお願いできないでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。
11	実施方針	9	II	15						余熱利用計画	隣接する山形市公設地方卸売市場内における電動フォークリフト充電設備へのアクセス通路のロードヒーティングについては御組合にて施工されるものであり、本工事では建物外壁近傍に取出口を施工するまでと理解してよろしいでしょうか。また当該ロードヒーティングの施工時期及び必要な熱供給量・供給条件を提示下さい。また、立谷川工業団地内の事業者には温水供給を行うとありますが、本工事では建物外壁近傍に取出口を施工するまでと理解してよろしいでしょうか。また当該熱供給配管の施工時期及び必要な熱供給量・供給条件を提示下さい。	前段については、A工区内におけるB工区区域境界近傍までの配管工事等の施工です。当該ロードヒーティングの施工時期は、平成33年度を予定しています。必要な熱供給量は「要求水準書添付資料-7 フォークリフト充電設備概要（参考）」におけるロードヒーティングの範囲から設定してください。後段については、施工時期及び必要な熱供給量・供給条件については、入札説明書等で示します。
12	実施方針	11	III	2	(1)					募集及び選定スケジュール（予定）	要求水準と提案内容の解釈の齟齬を無くし、質が高く、かつ経済的な提案書作成に資するため、入札公告後の早い段階で、競争的対話の機会を持って頂きたいお願い致します。	詳細については入札説明書等で示します。
13	実施方針	11	III	2	(1)					募集及び選定スケジュール（予定）	現地説明会の予定がありませんが、工事計画の上で必要と考えますので、現場確認の申し込み方法を教示ください。	詳細については入札説明書等で示します。
14	実施方針	12	III	3						応募者の参加資格要件	「設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては～構成市町内に本社がある事業者を積極的に活用すること。」とありますが、活用を促進させる為にも、地元事業者を一部業務の参加資格要件にする等、より具体的なご検討を宜しくお願い致します。	詳細については入札説明書等で示します。
15	実施方針	13	III	3	(2)	イ	(ウ)	①		応募者の参加資格要件		運営事業者から本件施設又は複合施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件を「一般廃棄物処理施設のPFI、DBO、長期包括運営委託事業における運営・維持管理業務実績を元請（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む）として有すること」から「一般廃棄物処理施設の運転実績を元請（構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む）として有すること」とします。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
16	実施方針	17	Ⅲ	5	(2)					特別目的会社の設立	運営事業者の本店所在地は山形市内としなければならない。 とありますが、本件施設内の工場棟内を所在地としてよろしいでしょうか。	不可とします。
17	実施方針	17	Ⅲ	5	(2)	ア				SPC本店所在地	本事業用地内にSPC本店所在地を設定することは可能でしょうか。	本表No. 16を参照してください。
18	実施方針	17	Ⅲ	5	(2)	ウ				会計監査人の設置	SPCが、会社法で規定する会計監査人を置く義務が無い場合は、公認会計士又は監査法人に委託する必要が無いと考えてよろしいでしょうか。	実施方針に記載のとおりとします。
19	実施方針	17	Ⅲ	5	(2)	ウ				特別目的会社の設立	会計監査人の監査には毎年数百万円程度のコストが発生し、その費用は委託料に反映され、貴組合および構成市町の財政負担となります。その為、「監査役」の監査を受けた財務書類に変更される事をご提案します。	本表No.18を参照してください。
20	実施方針	17	Ⅲ	6						著作権	応募資料の使用にあたっては、応募者の技術・ノウハウ等が流出される事がない様、事前に応募者と協議頂く様にお願致します。	詳細については入札説明書等で示します。
21	実施方針	17	Ⅲ	6						著作権	本事業の公表その他組合が必要と認めるときは、組合は応募資料の全部又は一部を自由に使用できるものとしますが、事前に民間事業者の競争上の地位を脅かすことがないよう協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。
22	実施方針	18	Ⅳ	4						地元雇用	地元雇用の定義、範囲をお示ください。	地元雇用は、組合を構成する山形市、上市市、山辺町、中山町の住民票を取得している住民を対象とします。 なお、詳細については入札説明書等で示します。
23	実施方針	18	Ⅳ	5						地域住民	運営協議会などを設置する対象の地域住民の定義、範囲をお示ください。また現時点で運営協議会の規模や開催頻度などの想定があれば教示下さい。	対象は、建設地周辺にあたる山形市の楯山地区、出羽地区になります。 なお、詳細については入札説明書等で示します。
24	実施方針	19	Ⅶ	3	ア					建設工事請負契約解除規定	協議継続の一定の期間とはどの程度を想定されているのか教示下さい。	詳細については入札説明書等で示します。
25	実施方針	19	Ⅶ	3	イ					運営業務委託契約解除規定	本項もアと同様、一定の期間内に協議が整わない場合、の規定と理解してよろしいでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。
26	実施方針添付資料-4									役割分担概念図	古紙については、受付・計量後、仮設古紙回収用ストックヤードにて保管を行い、貴組合にて確保される再資源化事業者へ引き渡すものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	実施方針添付資料-4									役割分担概念図	本図において表される「民間事業者の業務範囲」とは、図上部の「民間事業者の業務範囲」と記載のある黒塗り帯の幅に相当する部分が該当するのではなく、薄い灰緑色のエリアが該当するという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	実施方針添付資料-5 リスク分担(案)									物価変動リスク	費用の増減計算に採用するインデックス（物価指数）について、入札時に事業者側より提案させて頂けるようお願いいたします。	詳細については入札説明書等で示します。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
29	実施方針添付資料-5 リスク分担(案)	-	No. (12)	No. (13)						(全期間共通) 法令変更リスク	本事業に直接関連する法令・税制には、消費税および地方消費税の変更リスクが含まれると考えて宜しいでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。
30	実施方針添付資料-5 リスク分担(案)	-	No. (29)	No. (30)						(運営段階) 物価変動リスク	物価変動に係る費用の増減に関して、どのような指標を提示される予定でしょうか。また一定の範囲とはどの程度でしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。
31	要求水準書(案) 設計・建設業務編	2	第I編	第3章	1					処理対象物	もやせるごみの中に火災残材とありますが、完全消火済、不適物分別済であり、かつ受入規定サイズ以内のものであると理解してよろしいでしょうか。 立谷川リサイクルセンター破砕処理残渣とは可燃残渣を対象としているものと理解してよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、要求水準書(案)の表1.2.1及び要求水準書添付資料-6に示すとおりです。
32	要求水準書(案) 設計・建設業務編	4	第I編	第5章	1					本件施設対象区域	平成29年10月から平成33年3月まで本件施設の運営・維持管理を実施するとの記載ですが、マテリアルリサイクル推進施設等建設工事期間中、当該工事エリア(仮施設解体エリアを含む)については、民間事業者の維持管理業務範囲外と理解します。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書(案) 設計・建設業務編	5	第II編	第1章	第1節	2	ア	(エ)		全体計画	搬入車両が集中した場合でも車両の通行に支障のない動線計画を検討するため、時間帯別の搬入車両数をご提示ください。	詳細については入札説明書等で示します。
34	要求水準書(案) 設計・建設業務編	5	第II編	第1章	第1節	2	ア	(オ)		全体計画	複合施設の共用開始後も、それまでのA工区内の動線計画と変わらず利用できることとありますが、1期工事完了時点と2期工事完了時点とで、A工区内の動線およびA工区への乗入位置を変更しないという理解でよろしいでしょうか。	A工区内の動線は変更しないようにしてください。A工区への乗入位置については2期工事完了時点でB工区が利用できなくなるため、乗入位置の変更は可とします。
35	要求水準書(案) 設計・建設業務編	5	第II編	第1章	第1節	2	イ	(カ)		工事計画	工事中においても立谷川清掃工場や立谷川リサイクルセンターへのごみ搬入車両及び一般車両の円滑な交通を確保するため、各施設の車両動線を告示下さい。	詳細については入札説明書等で示します。
36	要求水準書(案) 設計・建設業務編	6	第II編	第1章	第1節	4	(1)			配置する施設	B工区に建設する仮設計量棟、仮設門扉、仮設囲障は、C工区造成後に撤去する計画でしょうか	C工区に整備するマテリアルリサイクル推進施設の完成、運営開始後に撤去する計画です。
37	要求水準書(案) 設計・建設業務編	6	第II編	第1章	第1節	4	(1)	ア	(ク)	配置する施設	仮設計量棟(B工区)とありますが、配置については事業者提案とさせていただきますよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書(案) 設計・建設業務編	8	第II編	第1章	第1節	6	(2)	ウ	エ	都市計画事項	建ぺい率及び容積率は複合施設完成時の状態で、規定を満足していればよいとの理解でよろしいでしょうか。	本事業では、A、B工区を申請敷地として規定を満たすものとしてください。なお設計・建設期間中に行うマテリアルリサイクル推進施設の設計ではA、C工区を申請敷地として規定を満たすこととしてください。
39	要求水準書(案) 設計・建設業務編	8	第II編	第1章	第1節	7	(1)			搬入道路	仮設計量棟工事やロードヒーティング工事等、B工区を全域にわたり工事する時期が予想されます。その際は、A工区への工事車両の搬入はC工区を利用しても問題ないでしょうか	不可とします。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
40	要求水準書(案) 設計・建設業務編	8	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(1)	ア		設計・建設業務期間及び既存施設稼働中の搬入道路	本規定は、工事関係車両の出入口を示すものと考えてよろしいでしょうか。 また卸売市場線・山形市公設地方卸市場の搬入道路を明示下さい。	工事関係車両の出入口を示すものです。 卸売市場線・山形市公設地方卸市場の搬入道路は、卸売市場線からとなります。
41	要求水準書(案) 設計・建設業務編	8	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(2)			雨水施設	雨水排水施設を用地周辺の既設側溝に接続する計画ですが、造成後の排水量は造成前より増加するものと予想されますが、既設側溝の排水能力は十分に余裕があるものと理解してよろしいでしょうか。 また、用地周辺の排水系統図、寸法、排水勾配等をご教示願います。	ご理解のとおりです。 詳細については入札説明書等で示します。
42	要求水準書(案) 設計・建設業務編	8	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(2)	ア		電気	受電電圧が、6.6kV(高圧受電)となっておりますので、逆潮流電力に加え、契約電力の上限についても、2,000kW未満と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書(案) 設計・建設業務編	8	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(2)	ア		電気	引き込み費用に係る工事負担金が建設事業者の負担となっておりますが、P.25(5)工事条件に記載の通り、外部から取合点(敷地内)までの工事負担金は組合殿、取合点(敷地内)から受電点までの工事負担金は建設事業者負担と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおり、引き込みにかかる一切の工事負担金は建設事業者の負担とします。
44	要求水準書(案) 設計・建設業務編	8	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(2)	ア		電気	電気引込方向及び取合想定位置を教示下さい。	詳細については入札説明書等で示します。
45	要求水準書(案) 設計・建設業務編	8	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(2)	ア		電気	引込工事に係る工事負担金の想定額を教示下さい。	電力の工事負担金は、1千万円程度を想定しています。その他については、建設事業者による設定とします。
46	要求水準書(案) 設計・建設業務編	8	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(2)	ア		電気	引き込み工事に係わる、工事負担金は建設事業者の範囲とする. となっておりますが、負担金の金額をご教示願います。または、今までの電力会社との事前協議資料等の開示をお願いします。	工事負担金については本表No. 45を参照してください。 組合ではアクセス検討を行い、東北電力より、記載の工事費負担金及び工期は5カ月程度という回答を得ておりますが、実施設計の段階で改めてアクセス検討が必要となります。
47	要求水準書(案) 設計・建設業務編	8	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(2)	イ	(ア)	取水量	上水道に関して、最大取水量及び引込配管径を教示下さい。	詳細については入札説明書等で示します。
48	要求水準書(案) 設計・建設業務編	8	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(2)	イ	(ア)	上水道	山形市上下水道部との事前協議資料がありましたら、開示をお願いします。	文書等の資料はありません。
49	要求水準書(案) 設計・建設業務編	8	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(2)	イ	(イ)	① 取水点	地下水使用に際しては、添付資料-3でご提示の取合い点に揚水設備(井戸及びポンプ)を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、調査の際に掘削した井戸は残置します。
50	要求水準書(案) 設計・建設業務編	9	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(2)	ウ	(イ)	生活排水	下水道接続位置(取合い位置)をご提示ください。	詳細については入札説明書等で示します。
51	要求水準書(案) 設計・建設業務編	9	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(2)	ウ	(ア)	プラント排水	「プラント排水は、原則として場内再利用する。ただし、再利用しきれない余剰分は下水道接続する。」となっておりますが、下水道放流量について制限はありますでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
52	要求水準書(案) 設計・建設業務編	9	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(2)	ウ	(r)	プラント排水	再利用しきれない余剰分を下水道接続とありますが、下水道放流時の放流量の制約がありません。また、下水道使用料金は運営事業者の所掌でよろしいでしょうか。	前段については、詳細を入札説明書等で示します。後段については、ご理解のとおりです。
53	要求水準書(案) 設計・建設業務編	9	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(2)	ウ	(i)	生活排水	下水道使用料金は運営事業者の所掌でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書(案) 設計・建設業務編	9	第Ⅱ編	第1章	第1節	7	(2)	カ		インターネットの接続	インターネットの高速通信(光通信の専用回線による)の施設周辺の取合点を教示下さい。	建設事業者による設定とします。
55	要求水準書(案) 設計・建設業務編	10	第Ⅱ編	第1章	第2節	1				処理能力	見込まれる項目毎の月別計画量をご教示願います。	詳細については入札説明書等で示します。
56	要求水準書(案) 設計・建設業務編	10	第Ⅱ編	第1章	第2節	1				処理能力	粗大ごみ・雑貨破碎処理残渣(不燃物)の影響で入口ごみ中の重金属濃度が高まり、スラグの性状等に影響を与える場合には、不燃残渣の場外搬出等について協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。
57	要求水準書(案) 設計・建設業務編	10	第Ⅱ編	第1章	第2節	1				処理能力	小動物2,382体/年は、第2章に記載の80kg/hにて十分処理可能な量と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)設計・建設業務編、p.146、第Ⅱ編第2章第14節13小動物焼却炉を参照してください。
58	要求水準書(案) 設計・建設業務編	10	第Ⅱ編	第1章	第2節	2	(1)	ウ		小動物の死がい	市民が持ち込まれるペット(犬、猫等)の死がいと理解してよろしいでしょうか。また、道路で車両にひかれた小動物(狸等)も全て、小動物焼却炉で処理するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書(案) 設計・建設業務編	10	第Ⅱ編	第1章	第2節	2	(1)	エ		古紙	古紙の種類をご教示願います。	新聞、雑誌、ダンボール、雑紙を指します。
60	要求水準書(案) 設計・建設業務編	11	第Ⅱ編	第1章	第2節	2	(2)			計画ごみ質	ごみ中の金属類(鉄分、アルミ分等)の含有率をご提示ください。	ご指摘のデータはありませんが、要求水準書添付資料-6を参考として下さい。
61	要求水準書(案) 設計・建設業務編	11	第Ⅱ編	第1章	第2節	2	(2)			ごみ質	基準ごみの元素組成の、塩素と酸素の数値が入れ替わっていると思われますので、ご確認ください。	ご指摘のとおりです。読み替えてください。
62	要求水準書(案) 設計・建設業務編	11	第Ⅱ編	第1章	第2節	3				ごみの搬入出	ごみ搬入量の月変動係数をご提示ください。	本表No. 55を参照してください。
63	要求水準書(案) 設計・建設業務編	11	第Ⅱ編	第1章	第2節	3				ごみの搬入出	ごみ搬入量の曜日変動係数をご提示ください。	詳細については入札説明書等で示します。
64	要求水準書(案) 設計・建設業務編	11	第Ⅱ編	第1章	第2節	3	(1)	ア	(i)	ごみの搬入出	8トンロングダンプ車の記載がありますが、計量機仕様、施設内動線計画のため、車両データ(軸間距離、最少回転半径等)をご教示願います。	道路構造令第4条第2項で規定する普通自動車の諸元で設定してください。
65	要求水準書(案) 設計・建設業務編	11	第Ⅱ編	第1章	第2節	3	(1)	ア		搬入車両・搬入形態	搬入車両台数の月別実績をご教示願います。	詳細については入札説明書等で示します。
66	要求水準書(案) 設計・建設業務編	11	第Ⅱ編	第1章	第2節	3	(1)			搬入出車両	各車両の仕様(全長、全幅、全高、軸距離、最小回転半径、総重量等)をご提示ください。	本表No. 64を参照してください。
67	要求水準書(案) 設計・建設業務編	12	第Ⅱ編	第1章	第2節	3	(1)	ア		搬入車両	以下の車両の最小回転半径・寸法についてご教示願います。 ・バックカー車(4t) ・ダンプ車(8tロング)	本表No. 64を参照してください。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
68	要求水準書(案) 設計・建設業務編	12	第Ⅱ編	第1章	第2節	3	(1)	イ		搬出車両	以下の車両の最小回転半径・寸法についてご教示願います。 ・天蓋付きダンプ車(10t)	本表No. 64を参照してください。
69	要求水準書(案) 設計・建設業務編	12	第Ⅱ編	第1章	第2節	3	(1)	イ		処理生成物毎の取扱条件	溶融スラグを、本組合圏域内で利用する とありますが、全量を組合圏域内で利用するためには、組合にて十分な需要を確保頂く必要がありますので、宜しくお願い致します。 もしくは当該部分の担保が難しく、民間事業者の創意工夫を求めるものであれば、安定した運営のためにも利用エリアについての制限は緩和頂きたく宜しくお願い致します。	ご意見として賜ります。 なお、詳細については入札説明書等で示します。
70	要求水準書(案) 設計・建設業務編	13	第Ⅱ編	第1章	第2節	4	(6)			設備方式	排水処理設備のプラント排水の処理方式において、「生物処理+凝集沈殿」と記載されております。一方で、P.16(2)放流先の種類 ア プラント排水の項においては、「利用先の必要水質に応じた排水処理を行う」との記載があります。プラント排水の処理方式については、再利用先の必要水質または下水道放流基準に適合させる前提で、事業者からの提案が可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)設計・建設業務編、p.116、第Ⅱ編第2章第11節3プラント排水のとおりとします。
71	要求水準書(案) 設計・建設業務編	13	第Ⅱ編	第1章	第2節	4	(6)			主要設備方式 設備方式	電気設備の項目で高圧(6.6kV)受電とのご指示です。高効率発電(発電効率14%以上)達成の為、発電能力が2,000kWを上回することは可能(電力会社とは協議済み)と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書(案) 設計・建設業務編	13	第Ⅱ編	第1章	第2節	4	(6)			設備方式	表1.2.5の溶融スラグ処理設備の搬出物貯留方式は、搬出物の性状及び運営での安全性・利便性を考慮し、事業者の提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
73	要求水準書(案) 設計・建設業務編	13	第Ⅱ編	第1章	第2節	5				余熱利用計画	隣接する山形市公設地方卸売市場内における電動フォークリフト充電設備へのアクセス通路のロードヒーティングについては御組合にて施工されるものであり、本工事では建物外壁近傍に取出口を施工するまでと理解してよろしいでしょうか。また当該ロードヒーティングの施工時期及び必要な熱供給量・供給条件を提示下さい。 また、立谷川工業団地内の事業者には温水供給を行うとありますが、本工事では建物外壁近傍に取出口を施工するまでと理解してよろしいでしょうか。また当該熱供給配管の施工時期及び必要な熱供給量・供給条件を提示下さい。	本表No. 11を参照してください。
74	要求水準書(案) 設計・建設業務編	14	第Ⅱ編	第1章	第2節	7	(1)	ア		溶出基準	既存施設での飛灰原灰の重金属含有量実績をご教示願います。	詳細については入札説明書等で示します。
75	要求水準書(案) 設計・建設業務編	24	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(1)	エ		設計図書	国土交通省工事共通仕様書(最新版)とありますが最新版の定義は提案書提出時点との認識でよろしいでしょうか。	建設工事实施時の最新版とします。
76	要求水準書(案) 設計・建設業務編	24	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(2)	イ	(r)	現場管理	副現場代理人の配置も必須なのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	質問回答
77	要求水準書(案) 設計・建設業務編	25	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(4)	ア	日報及び月報の提出	工事関係車両の集計対象には、通勤車両や打ち合わせ業者車両も含まれるのでしょうか。主要工事車両を特定することは可能でしょうか。	通勤車両は含むものとし、打ち合わせ等の作業に直接関係しない車両は除外するものとします。
78	要求水準書(案) 設計・建設業務編	25	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(4)	イ	主任技術者	受注者が電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任するとありますが、建設工事請負者を設置者として工事計画書等の提出を行うという意でしょうか。 また上記によらず当該体制に関しては、御組合にて関東東北産業保安監督部と事前協議済であると理解してよろしいでしょうか。	前段については運営事業者が、みなし設置者として各主任技術者を選任させ、工事計画届け等を行うものとします。 後段についてはご理解のとおりです。
79	要求水準書(案) 設計・建設業務編	25	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(2)	エ	設計変更	「実施方針添付資料-5」における設計段階及び建設段階のリスク内容の表記と本条項の意図について説明をお願いいたします。	詳細については入札説明書等で示します。
80	要求水準書(案) 設計・建設業務編	26	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(4)	エ	残存工作物	現時点で残存工作物と見込む工作物があるのであれば、ご教示願います。無い場合には、今後発見された場合には、貴組合負担で撤去するものと考えます。	詳細については入札説明書等で示します。
81	要求水準書(案) 設計・建設業務編	26	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(4)	オ	地中障害物	地中障害物が発見された場合は、建設事業者にて組合殿と協議し適切に除去しますが、費用は貴組合負担と考えます。	詳細については入札説明書等で示します。
82	要求水準書(案) 設計・建設業務編	26	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(5)	エ	残存工作物	組合様が想定する残存工作物をご教示願います。	本表No. 80を参照してください。
83	要求水準書(案) 設計・建設業務編	26	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(5)	エ	残存工作物	組合殿にて把握されている残存工作物は無いのと理解でよろしいでしょうか。	本表No. 80を参照してください。
84	要求水準書(案) 設計・建設業務編	26	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(5)	オ	地中障害物	組合様が想定する地中障害物をご教示願います。	本表No. 81を参照してください。
85	要求水準書(案) 設計・建設業務編	26	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(5)	ク	工事用車両の搬入 出経路	工事関係車両出入口をB工区仮設進入路とは別に設けることは可能でしょうか。(A工区西側など)	不可とします。
86	要求水準書(案) 設計・建設業務編	26	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(5)	ク	工事用車両の搬入 出経路	通行時間帯をずらすなどの配慮を行うように指示がありますが、既存施設の関係車両の通行時間帯はおおよそ何時頃でしょうか、教示下さい。	詳細については入札説明書等で示します。
87	要求水準書(案) 設計・建設業務編	26	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(5)	ク	工事用車両の搬入 出経路	原則として工事用車両の待機は組合の指定する区域で行うとありますが、どのあたりの区域を想定されているのか教示下さい。	詳細については入札説明書等で示します。
88	要求水準書(案) 設計・建設業務編	26	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(5)	ク	工事車両の搬出入 経路	既存立川清掃工場及び立谷川リサイクルセンターへの搬出入経路と工事関係車両の搬出入経路を明示した図面提示をお願いいたします。 ※既存立川清掃工場解体時を含む。 既存立川清掃工場及び立谷川リサイクルセンターを利用する関係者両の稼働時間帯及び通行量等の情報開示をお願いいたします。	詳細については入札説明書等で示します。
89	要求水準書(案) 設計・建設業務編	26	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(5)	ク	工事車両の搬出入 経路	…待機は組合の指定する区域で行い…とありますが具体的な区域をご教授ください。	本表No. 87を参照してください。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
90	要求水準書(案) 設計・建設業務編	27	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(5)	ケ	(ロ)	仮設工事	仮設物の建設場所は敷地内とすること。とありますが敷地内とはA・B・C工区内との認識でよろしいでしょうか。	原則としてA、B工区内とします。
91	要求水準書(案) 設計・建設業務編	27	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(5)	ケ	(ロ)	仮設工事	仮設物を建設可能な敷地内とはA、B、C工区内を示すものと理解しますが、C工区内に工事用仮設物(事務所、駐車場、資材置場など)を配置可能なスペースがありましたら、ご教示ください。	本表No.90を参照してください。
92	要求水準書(案) 設計・建設業務編	27	第Ⅱ編	第1章	第4節	2	(5)	セ		作業日及び作業時間	現地工事においては「土曜日」や「祝日」は作業日になっている事例が多いと思われませんが、本項において作業休止日になっている理由をご教示ください。	要求水準書(案)のとおりとします。
93	要求水準書(案) 設計・建設業務編	29	第Ⅱ編	第1章	第6節	1	(1)			試運転	試運転は、受電から竣工までの期間が150日以上との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書(案) 設計・建設業務編	29	第Ⅱ編	第1章	第6節	2	(2)			運転指導	運転指導期間は90日以上とのことですが、SPCの運転員は指導期間開始時は100%配置するお考えでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)設計・建設業務編、p29第Ⅱ編第1章第6節1試運転(2)を参照してください。
95	要求水準書(案) 設計・建設業務編	29	第Ⅱ編	第1章	第6節	2	(3)			運転指導	「蒸発量一定制御運転」とありますが、制御内容等は各社のノウハウがあるため、安定したプラントの自動制御運転を行うとの理解でよろしいでしょうか。	組合が意図する蒸発量一定制御は、タービンバイパスを使用せず蒸発量に相応した発電量を安定して得ることにあります。従って、要求水準書(案)のとおりとします。
96	要求水準書(案) 設計・建設業務編	30	第Ⅱ編	第1章	第6節	3				試運転及び運転指導に係る費用	飛灰処理物及び溶融不適物の処分に係る業務範囲は以下の通りと考えてよろしいでしょうか。 [事業者の業務] ①運搬車両を購入し組合殿に納入 ②車両への積み込みと計量 [組合殿の業務] ①最終処分場等への運搬 ②最終処分場の確保 ③運搬車両のメンテナンス(燃料費、車検費用等)	山形市上野最終処分場の処分料以外の一切を建設事業者の負担とします。
97	要求水準書(案) 設計・建設業務編	30	第Ⅱ編	第1章	第6節	3				運転指導に係る費用	運転指導に必要な費用は建設事業者の負担とのことですが、この場合SPCの運転員が配置されることに伴う人件費や経費等も含むのでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。
98	要求水準書(案) 設計・建設業務編	30	第Ⅱ編	第1章	第6節	3				試運転に係る費用	試運転期間中は溶融スラグの有効利用が規定されている運営業務は開始されていないため、発生した溶融スラグを最終処分することを認許頂くとともに、当該最終処分費用についても組合の負担として下さい。	本表No.96を参照してください。
99	要求水準書(案) 設計・建設業務編	42	第Ⅱ編	第1章	第12節	7				生活環境影響調査事後調査の実施、報告	民間事業者で実施する工事時の事後調査は1期工事の現地工事期間中に規定の回数を想定すればよろしいでしょうか。実施時期等にご指定があれば、ご提示ください。	ご理解のとおりです。実施時期については協議によるものとします。
100	要求水準書(案) 設計・建設業務編	47	第Ⅱ編	第2章	第1節	8	(5)			地震対策	灯油貯留タンクには漏えい検知設備を設置とありますので、タンクは地下式をご指定との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおり、地下、地上関係なく漏洩検知設備を設けるものとします。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	質問回答
101	要求水準書(案) 設計・建設業務編	50	第Ⅱ編	第2章	第2節	3	(3)	ク	プラットフォーム出入口扉	付属品としてシャッターの記載がありますが、プラットフォーム出入口扉自身の型式についてシャッターをご指定であり、付属品への記載は誤記との理解でよろしいでしょうか。	付属品のシャッターは、ごみの受入を行っていない時間帯の雪の吹き込み防止のために設けています。
102	要求水準書(案) 設計・建設業務編	51	第Ⅱ編	第2章	第2節	4	(3)	ウ	ごみ投入扉	有効部高さが6.0m以上となっておりますが、ダンピングボックス用など収集車による直接投入がないものの開口部高さについては、建設事業者の提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書(案) 設計・建設業務編	53	第Ⅱ編	第2章	第2節	6	(4)	オ	ごみピット	本特記は受入ごみピットに対するものであり、破碎ごみピットの有効容量算出基準レベルは、仕切壁上面または破碎ごみシュートの低い方と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	要求水準書(案) 設計・建設業務編	54	第Ⅱ編	第2章	第2節	7	(3)	オ	ごみクレーン	稼働率算出用のごみの単位体積重量として0.118t/m ³ となっております。一方で、山形市立谷川工場での実績(環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 統計表一覧 平成23年度調査結果)は、0.180m ³ /tと本要求水準書の基準ごみ程度です。単位体積重量の設定は、ごみクレーンバケット容量に大きな影響を及ぼし、小さく設定しすぎるとごみホッパ寸法の増大、ひいては建屋寸法のアップにつながります。実績を鑑み、稼働率算出用として0.184t/m ³ (基準ごみ)を用いることを提案しますのでご検討下さい。	要求水準書(案)のとおりとします。
105	要求水準書(案) 設計・建設業務編	54	第Ⅱ編	第2章	第2節	7	(3)	コ	ごみクレーン	稼働率として、33%以下(手動)とありますが、この稼働率は、ホッパへのごみの投入のみに適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	稼働率として、33%以下(手動)は破碎ごみを破碎ごみ投入ホッパに供給に適用するものとしません。ただし、ごみ投入ホッパへの供給、積替え、攪拌の各作業が適切に行うことができることを考慮し稼働率の選定をお願いします。
106	要求水準書(案) 設計・建設業務編	54	第Ⅱ編	第2章	第2節	7	(5)		ごみクレーン特記事項	バケットの予備機は共通予備で1基設けることと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書(案) 設計・建設業務編	57	第Ⅱ編	第2章	第2節	10	(5)	ウ	脱臭装置	1炉休止時(1炉運転時)については、受入・破碎両ピット内を負圧に保てない場合に、脱臭装置を運転するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書(案) 設計・建設業務編	57	第Ⅱ編	第2章	第2節	11			粗物切断機	可燃性粗大ごみの搬入量をご提示ください。	詳細については入札説明書等で示します。
109	要求水準書(案) 設計・建設業務編	58	第Ⅱ編	第2章	第2節	12			薬液噴霧装置	使用する薬液のうち、防虫剤の有無は事業者の提案することによろしいでしょうか。((4)の付属品では、防臭タンクは指定されていますが、防臭タンクは記載が無いため、事業者提案と考えます。)	要求水準書(案)のとおり、防虫剤用に設備を設けて下さい。ご指摘のとおり、(4)の付属品記載は、防虫剤タンクが漏れていました。
110	要求水準書(案) 設計・建設業務編	58	第Ⅱ編	第2章	第2節	12	(5)	ウ	薬液噴霧装置	プラットフォームの状況が見えない箇所から本装置を遠隔操作することは、一般搬入者などへの薬液噴霧トラブルが想定されますので、本装置の遠隔操作は、プラットフォーム監視室又はごみクレーン操作室で行えるように設けるものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
111	要求水準書(案) 設計・建設業務編	72	第Ⅱ編	第2章	第3節	21	(5)	ウ		酸素発生装置	排気口は屋上に設けること。また、その排気ダクトは建物内に納めること。とありますが、人目に付く場所への排気を行わなければよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
112	要求水準書(案) 設計・建設業務編	73	第Ⅱ編	第2章	第4節	1	(3)	ウ		廃熱ボイラ	蒸気条件(過熱器出口)は、発電効率と維持管理費のバランスを考慮の上、事業者から提案することは可能でしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
113	要求水準書(案) 設計・建設業務編	73	第Ⅱ編	第2章	第4節	1	(3)	ク		ボイラ・材質	過熱器の材質はSUS310または同等品となっておりますが、温度条件により適切な材料を選定することで、低温部はSTB材等も同等品と考えることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書(案) 設計・建設業務編	77	第Ⅱ編	第2章	第4節	6	(2)	オ	(7)	水冷式蒸気復水器 (ロードヒーティング設備用)	立谷川工業団地内への外部温水供給用とありますが、温水供給はロードヒーティングとそれ以外の用途と2種あるのでしょうか。 いずれにせよ供給条件・取合点・必要供給量を教示下さい。	ご理解のとおりです。 詳細については、入札説明書等で示します。
115	要求水準書(案) 設計・建設業務編	77	第Ⅱ編	第2章	第4節	6	(2)	オ	(4)	水冷式蒸気復水器 (ロードヒーティング設備用)	(3)項に外部温水供給用の水冷式復水器が別途あるため、「及び立谷川工業団地内への外部温水供給用」の部分は削除し、本項はロードヒーティング用設備に係る記載と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書(案) 設計・建設業務編	77	第Ⅱ編	第2章	第4節	6	(2)	オ	(4)	水冷式蒸気復水器 (ロードヒーティング設備用)	隣接する山形市公設地方卸売市場内のロードヒーティング設備(600m ² 程度)とは、B工区に設置する電動フォーク用急速充電設備向のロードヒーティングと同一のものでしょうか。 いずれにせよ事業者が提案するもの以外の上記ロードヒーティング設備への供給条件・取合点・必要供給量を教示下さい。	ご理解のとおりです。 詳細については、入札説明書等で示します。
117	要求水準書(案) 設計・建設業務編	79	第Ⅱ編	第2章	第4節	9	(3)	ウ		純水装置 処理水 水質	純水装置の処理水水質は、廃熱ボイラ仕様とJIS等を考慮し、事業者にて提案させていただいても宜しいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
118	要求水準書(案) 設計・建設業務編	81	第Ⅱ編	第2章	第4節	13	(2)			ボイラ給水ポンプ 数量	ボイラ給水ポンプは実績より安定性も立証されていますので、各炉1基、共通予備1基の計3基としても宜しいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
119	要求水準書(案) 設計・建設業務編	81	第Ⅱ編	第2章	第4節	13	(5)	エ		ボイラ給水ポンプ	脱気器をバイパスし、復水タンクから直接ボイラへ給水できる配管ラインを考慮することとありますが、水質の問題から当該ラインの接続は維持管理面から好ましくないと考えますので、別途ボイラ水張時のラインを考慮することで当該ラインは設置しなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書(案) 設計・建設業務編	82	第Ⅱ編	第2章	第4節	12	(2)			サンプリングク ラー	給水用はサンプリング箇所が共通部分の場合、1基/2炉としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書(案) 設計・建設業務編	82	第Ⅱ編	第2章	第4節	14	(2)	イ		サンプリングク ラー 数量	弊社標準フローより、給水用を各炉共通系統に設置する場合、数量は各炉共通で1組としても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答	
122	要求水準書(案) 設計・建設業務編	82	第Ⅱ編	第2章	第4節	14	(3)				ブロータンク	蒸気復水系は水質を管理しており腐食性が低いことから、運営実績等での立証を含め材質について事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
123	要求水準書(案) 設計・建設業務編	87	第Ⅱ編	第2章	第5節	2	(3)	オ			HCl、SOx除去設備	使用薬剤として、消石灰とのご指定ですが、採用実績があり、かつ要求水準を満足するという条件で、消石灰以外のものを提案してよろしいでしょうか。	ご意見として賜ります。
124	要求水準書(案) 設計・建設業務編	87	第Ⅱ編	第2章	第5節	3	(1)				NOx除去設備	形式として「触媒脱硝方式」となっておりますが、他の方式との組み合わせを提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
125	要求水準書(案) 設計・建設業務編	90	第Ⅱ編	第2章	第6節	1	(2)	ク	①		蒸気タービン	逆送電量は2000kW未満となっておりますが、発電機容量は2000kW以上として、送電量が2000kW未満であれば、問題ないことを東北電力と協議済みと考えてよろしいでしょうか。未協議の場合、貴組合にて事前協議することを要望します。	ご理解のとおりです。
126	要求水準書(案) 設計・建設業務編	96	第Ⅱ編	第2章	第6節	4	(5)				卸売市場への熱供給設備	山形市公設地方卸売市場内ロードヒーティング設備熱供給設備の工事範囲は、A工区内におけるB工区区域境界までの配管工事(バルブ、ハンドホール含む)と理解します。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書(案) 設計・建設業務編	96	第Ⅱ編	第2章	第6節	5	(5)				立谷川工業団地への外部温水供給設備	立谷川工業団地内外部温水供給設備の工事範囲は、A工区内におけるC工区区域境界までの配管工事(バルブ、ハンドホール含む)と理解します。	ご理解のとおりです。
128	要求水準書(案) 設計・建設業務編	96	第Ⅱ編	第2章	第6節	5					立谷川工業団地内外部温水供給設備	本設備は、本施設から「循環温水」を送り、立谷川工業団地内で循環温水と「供給温水」の熱交換を行い、40℃にて使用するものと想定します。温水供給設備の設計のため必要ですので、立谷川工業団地側の熱利用システムをご教示ください。	詳細については入札説明書等で示します。
129	要求水準書(案) 設計・建設業務編	96	第Ⅱ編	第2章	第6節	5					立谷川工業団地内外部温水供給設備	循環式にて温水供給ということですが、工業団地から本施設へ戻る循環水の戻り温度(取合い点)をご提示ください。	詳細については入札説明書等で示します。
130	要求水準書(案) 設計・建設業務編	96	第Ⅱ編	第2章	第6節	5					立谷川工業団地内外部温水供給設備	供給温水温度40℃以上ということですが、取合い点で必要な循環水温度をご提示ください。	詳細については入札説明書等で示します。
131	要求水準書(案) 設計・建設業務編	96	第Ⅱ編	第2章	第6節	5					立谷川工業団地内外部温水供給設備	ご提示の供給温水流量に変動がありますが、熱利用量算出のため、供給温水の熱交換前の温度、もしくは熱利用量の変動幅をご提示ください。	詳細については入札説明書等で示します。
132	要求水準書(案) 設計・建設業務編	96	第Ⅱ編	第2章	第6節	5					立谷川工業団地内外部温水供給設備	立谷川工業団地に供給する温水の供給熱量をご教示下さい。	詳細については入札説明書等で示します。
133	要求水準書(案) 設計・建設業務編	96	第Ⅱ編	第2章	第6節	5					立谷川工業団地内外部温水供給設備	型式が循環式となっておりますが、工業団地からの返水温度は何度程度かご教示願います。また使用水量は最大2100L/h、総量として6日間で62m3供給できる装置とすればよろしいでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答	
134	要求水準書(案) 設計・建設業務編	105	第Ⅱ編	第2章	第8節	4					スラグヤード	処理棟内のスラグ貯留形式は、貯留容量を確保した上で、運用性を考慮してヤード方式以外の方式についても提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
135	要求水準書(案) 設計・建設業務編	108	第Ⅱ編	第2章	第9節	3					飛灰処理装置	本装置の機器構成については、要求水準を満足することを前提として事業者の提案とさせていただきます。	要求水準書(案)のとおりとします。
136	要求水準書(案) 設計・建設業務編	109	第Ⅱ編	第2章	第9節	4	(3)				飛灰処理物パンカ	有効容量は10t車1台分ということですが、p.12表1.2.4に示される飛灰処理物の搬出車両には10tダンプ車及び4tダンプ車とのご提示です。4tダンプ車での搬出を考慮して、適正な容量を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
137	要求水準書(案) 設計・建設業務編	111	第Ⅱ編	第2章	第10節	1					給水設備	プラント揚水の地下水利用について、地下水の状況は要求水準書添付資料-4により判断します。地下水枯渇、水質悪化時のリスク分担は実施方針添付資料-5リスク分担(16)より、組合殿所掌と考えてよろしいでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。
138	要求水準書(案) 設計・建設業務編	115	第Ⅱ編	第2章	第11節	1					ごみピット排水処理設備	炉内噴霧による蒸発酸化処理を行う上で、実績でも安定運営が立証された各社システムに適合した最適なフローでの提案を行ってもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
139	要求水準書(案) 設計・建設業務編	116	第Ⅱ編	第2章	第11節	3					プラント排水処理設備	排水量が少ない際にも安定処理を継続するために、有機系・無機系一体処理フローでの提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	本表No.70を参照してください。
140	要求水準書(案) 設計・建設業務編	133	第Ⅱ編	第2章	第12節	14		ウ	(ウ)	③	ケーブルラック上の配線について	「ケーブルの要所には、表示シートを取り付け、回路の種別、行先などを表示する。」とありますが、ケーブルの両端に上記の情報を表示するものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
141	要求水準書(案) 設計・建設業務編	136	第Ⅱ編	第2章	第13節	3	(2)				大気質測定装置	「任意の警報値設定が可能なものとし、・・・」とありますが、警報設定は分析計側ではなく信号取り込み先のDCS側で実施することで、任意の設定変更が容易に可能な方法を採用してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	要求水準書(案) 設計・建設業務編	137	第Ⅱ編	第2章	第13節	3	(3)				ITV装置	「ごみ計量室近傍に設置するカメラのうち、1台は受付を確認できる位置に設置し、音声機能および録画機能付きとする。」とありますが、受付を監視するカメラは受付監視専用とするのでしょうか。また、「音声機能」は「録音機能」と解釈しておりますが、遠隔の監視場所(中央制御室)にて監視対象箇所の音声を確認する機能(音声モニタ機能)は必要でしょうか。(すなわち、映像と音声を遠隔の監視場所で同時モニタする機能は必要でしょうか。)	ご理解のとおりです。
143	要求水準書(案) 設計・建設業務編	137	第Ⅱ編	第2章	第13節	3	(3)				ITV装置	上記同様、録画(または録音)した画像(または音声)を中央制御室等の遠隔の場所で確認する必要はあるでしょうか。	本表No.142を参照してください。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
144	要求水準書(案) 設計・建設業務編	140	第Ⅱ編	第2章	第13節	6	(1)	エ	(7)	データログ	「常用CPUのダウン時もスレープが早期に立上り、データを引き継げるシステムとする。」とありますが、トラブル発生後にスレープを立ち上げるとデータ欠落の原因ともなりますので、スレープ側も常時稼働させておき、トラブル発生時に切替を行うシステムとしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	要求水準書(案) 設計・建設業務編	143	第Ⅱ編	第2章	第14節	4				洗車装置	用水使用量、必要熱量等の算出に必要なため、洗車台数をご提示ください。	詳細については入札説明書等で示します。
146	要求水準書(案) 設計・建設業務編	143	第Ⅱ編	第2章	第14節	6	(5)	ア		公害監視用データ表示盤	公害監視用データ表示盤の設置場所は事業実施区域内と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本件施設と複合施設の両施設での運用に配慮した設置とします。
147	要求水準書(案) 設計・建設業務編	145	第Ⅱ編	第2章	第14節	13				小動物焼却炉	対象となる小動物は、飼い犬、飼い猫の死骸と考えてよろしいでしょうか。	本表No. 58を参照してください。
148	要求水準書(案) 設計・建設業務編	145	第Ⅱ編	第2章	第14節	13				小動物焼却炉	小動物の受け渡し場所、方法をご提示ください。	詳細については入札説明書等で示します。
149	要求水準書(案) 設計・建設業務編	145	第Ⅱ編	第2章	第14節	13				小動物焼却炉	焼却後の遺骨の返却は不要と考えてよろしいですか。	要望に応じて遺骨は返却します。詳細については入札説明書等で示します。
150	要求水準書(案) 設計・建設業務編	145	第Ⅱ編	第2章	第14節	13	(4)	ア		小動物焼却炉	保冷庫の大きさ検討のため、小動物の大きさをご教示願います。	詳細については入札説明書等で示します。
151	要求水準書(案) 設計・建設業務編	146	第Ⅱ編	第2章	第14節	13	(4)	ウ		小動物焼却炉	ガス化熔融炉の安定制御及び全休炉時の対応等を考慮し、小動物焼却炉から発生する排ガスは、専用のバグフィルタを設置しての単独排気も認めて頂けないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
152	要求水準書(案) 設計・建設業務編	146	第Ⅱ編	第2章	第14節	14				説明用備品類	「第4章 第2節 8. 見学施設計画」とありますが「第3章 第2節…」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
153	要求水準書(案) 設計・建設業務編	148	第Ⅱ編	第3章	第1節	1	(1)			工事範囲	タ 地中障害物(工地上、障害となるもの)とありますが、既に把握している地中障害物がありましたら資料をご提示願います。実施方針添付資料-5リスク分担 用地リスクにあるとおり、資料を提示いただける地中障害物(工地上、障害となるもの)の撤去は民間事業者の所掌、予見できない地中障害物は組合の所掌と理解してよろしいでしょうか。	本表No. 81を参照してください。
154	要求水準書(案) 設計・建設業務編	148	第Ⅱ編	第3章	第1節	2	(1)			地盤の液状化	地盤の液状化判定試験結果についてご提示願います。	詳細については入札説明書等で示します。
155	要求水準書(案) 設計・建設業務編	149	第Ⅱ編	第3章	第1節	2	(2)			風向・風速	当該予定地の年間の風速・風向データについてご提示願います。	生活環境影響調査書を確認してください。
156	要求水準書(案) 設計・建設業務編	149	第Ⅱ編	第3章	第1節	2	(2)	ウ		寒冷地対策	事業実施区域における冬季の風向、風速データがありましたら、ご教示ください。	本表No. 155を参照してください。
157	要求水準書(案) 設計・建設業務編	149	第Ⅱ編	第3章	第1節	3	(1)			地盤高さ	A工区の地盤高さを「約129m」としていますが、P7では現状のA工区の地盤高さは「約125m」の記載があります。造成計画は約4mの盛土を行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
158	要求水準書(案) 設計・建設業務編	149	第Ⅱ編	第3章	第1節	3	(1)	エ	(7)	配置計画	処理棟周りの構内道路は、時計回りの一方通行方式との記載がありますが、安全を確保することを条件に対面通行方式を提案することは可能でしょうか。	要求水準書(案)のとおりです。
159	要求水準書(案) 設計・建設業務編	150	第Ⅱ編	第3章	第1節	3	(1)	エ	(イ)	仮設進入路の幅員	「幅員4m以上」とは、搬入・搬出路それぞれに4m以上ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書(案) 設計・建設業務編	151	第Ⅱ編	第3章	第1節	3	(1)	カ	(ウ)	仮設駐車場	「組合職員用、来客者用：10台、車いす用：1台」と記載されていますが、170頁の記載事項と矛盾しています。どちらを正と考えたらよいでしょうか。	170頁を正としてください。車いす用の1台は、組合職員用、来客者用の10台の内数です。
161	要求水準書(案) 設計・建設業務編	154	第Ⅱ編	第3章	第2節	2	(4)	カ		建具	想定している野鳥が衝突する恐れの有る場所を ご教示ください。	場所の特定はしていません。
162	要求水準書(案) 設計・建設業務編	155	第Ⅱ編	第3章	第2節	5	(1)	ア		処理棟計画	限られた敷地を立体的に利用した、ランプウェイ方式(プラットフォーム2階以上)を採用することは可能でしょうか。	要求水準書(案)のとおりです。
163	要求水準書(案) 設計・建設業務編	158	第Ⅱ編	第3章	第2節	6	(1)			諸室計画	エントランスホールにおいて室内は下足で使用する…とありますがその他室においての上下足は提案によるものとする理解でよろしいでしょうか。	屋内は下足利用を想定しております。
164	要求水準書(案) 設計・建設業務編	161	第Ⅱ編	第3章	第2節	6	(1)	ケ		研修室	用途として「各種環境、リサイクル等に関する講習会の開催として利用」とされていますが、この講習会は貴組合にて実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	要求水準書(案) 設計・建設業務編	162	第Ⅱ編	第3章	第2節	6	(1)	コ		啓発・環境学習スペース	情報提供・展示を行うべき、啓発・環境学習の範囲・分野等をご提示ください。	事業者の提案によります。
166	要求水準書(案) 設計・建設業務編	162	第Ⅱ編	第3章	第2節	6	(1)	オ	サ	食堂・台所・湯沸しスペース 組合職員給湯室	貴組合職員関係諸室を合理的に集約配置できた場合、「オ 食堂・台所・湯沸しスペース」と「サ 組合職員給湯室」を共用してもよろしいでしょうか。	別々の利用用途と考えておりますので、それぞれ整備してください。
167	要求水準書(案) 設計・建設業務編	165	第Ⅱ編	第3章	第2節	8	(1)	ソ		見学者施設についての配慮事項	本件施設と立谷川リサイクルセンター、上野最終処分場を高速通信網で連絡とのご要求ですが、立谷川リサイクルセンター、上野最終処分場側の通信網整備については事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。 また高速通信網での相互通信とは、一般の光通信回線経由での通信との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	要求水準書(案) 設計・建設業務編	169	第Ⅱ編	第3章	第2節	9	(4)	イ		躯体構造	「ごみクレーン支持架構レベルまでは、RC又は、SRC造とすること。」とありますが、構造耐力を満たすならばホッパーステージ床レベル及びごみ容量を満足する高さまでRC、SRC造とし、それ以上はS造としてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
169	要求水準書(案) 設計・建設業務編	170	第Ⅱ編	第3章	第3節	2	(2)	ア		仮設駐車場	「一般乗用車10台(組合用、来客者用、身障者用1台含む)」と記載されていますが、151頁の記載事項と矛盾しています。どちらを正と考えたらよいでしょうか。	本表No. 160を参照してください。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
170	要求水準書(案) 設計・建設業務編	174	第Ⅱ編	第3章	第4節	7				給湯設備	給湯は余熱利用とありますが、可燃ごみ処理施設で発電した電力を用いた電気式給湯器も余熱利用とみなしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	要求水準書(案) 設計・建設業務編	178	第Ⅲ編	第2章	第2節	1				電気自動車急速充電設備	本設備を利用する対象と、必要台数をご提示ください。	利用する対象は未定です。なお、必要台数は1台です。
172	要求水準書(案) 設計・建設業務編	180	第Ⅲ編	第3章	第1節	3	(1)			地盤高さ	C工区の地盤高さを「約129m」としていますが、P7では現状のC工区の地盤高さは「約127m」の記載があります。造成計画は約2mの盛土を行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	要求水準書(案) 設計・建設業務編									電波障害	電波障害の調査、対策工事は不要と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	要求水準書添付資料-1										事業実施区域関連資料(事業実施区域図)のCADデータをご提示ください。	詳細については入札説明書等で示します。
175	要求水準書添付資料-1									事業敷地内の植栽	平面図中に植栽の記載がありますが、事業敷地内に残存する植栽の樹種、本数、幹周、高さ等についてご教示願います。	A、B工区内に残存する植栽はありません。
176	要求水準書添付資料-2									既存擁壁	縦横断面図より、敷地周囲に擁壁がありますが、当該擁壁の構造寸法等をご教示願います。また、A工区・C工区境界付近に擁壁がありますが、当該擁壁は存置するものと理解してよろしいでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。
177	要求水準書添付資料-2									既存擁壁	敷地造成にあたり、東側の擁壁の取り壊しが必要となった場合、周辺道路に影響があります。既存東側の擁壁は存置するものと理解してよろしいでしょうか。	本表No. 176を参照してください。
178	要求水準書添付資料-4										A工区内に貯水槽棟ほかの表記がありますが、本件施設契約時点では残存建築物は無いものと考えてよろしいでしょうか。	本表No. 3を参照してください。
179	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	2	第Ⅱ編	第1章	第1節	3	(1)			処理対象物	もやせるごみの中に火災残材とありますが、完全消火済、不適物分別済であり、かつ受入規定サイズ以内のものであると理解してよろしいでしょうか。また一度に大量発生した場合には、ピット状況等を勘案し、搬入量の調整を実施頂くとともに、当該ごみは通常と同様の処理が行えない可能性が高いため、薬剤や追加機材、人件費の追加費用等処理委託費に関して協議できるものと理解してよろしいでしょうか。	前段については本表No. 31を参照してください。後段については入札説明書等で示します。
180	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	10	第1章	第3節	13					災害発生時の協力	計画外の災害廃棄物の処理にあたっては、通常ごみを処理した場合の方法(事前に取り決めた変動費での精算)とは別途の方法で費用を精算頂ける様をお願い致します。	詳細については入札説明書等で示します。
181	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	10	第1章	第3節	14					立谷川清掃工場解体工事及びマテリアルリサイクル推進施設等整備工事等への協力	運営事業者は、今後組合が予定している立谷川清掃工場解体工事、マテリアルリサイクル推進施設等整備工事の実施に際し、協力を行うこととありますが、具体的な内容を想定してましたらご教示願います。	現時点で具体的な内容は想定していません。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
182	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	12	第1章	第4節	5	(5)				本業務期間終了時の引渡し条件	事業期間終了時に、補修計画をそれまでの補修実績と比較し、乖離がある場合は検証を行い、計画の再策定後、その結果を組合へ報告すること。とありますが、運営期間中に作成した事業期間終了後の10ヵ年分の補修計画を最終年度に見直し、必要に応じて再策定すると解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	15	第3章	第1節	4					ごみ処理手数料の徴収など	証紙の販売とありますが、既存施設での計量業務作業の詳細及び本維持管理業務において変更する予定があれば、その変更予定部分についてご教示願います。	詳細については入札説明書等で示します。
184	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	15	第3章	第1節	5					受付	本件施設及び複合施設の受付時間は、運営開始前までに決定するとありますが、エネルギー回収施設の受付時間より長くなることによって、従事者の残業或いは増員が必要となった場合の追加費用は、貴組合にてご負担頂けると理解します。	要求水準書(案)のとおりとします。また、要求水準書(案)運営・維持管理業務編P15 5 受付の「本件施設又は複合施設の受付時間については、運営期間の開始迄に決定する。」の文章を削除します。
185	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	15	第3章	第2節	4					ごみ手数料の徴収など	証紙の販売とありますが、販売に当たり事業者側にて必要な手続きや資格等がありましたらご教示願います。	詳細については入札説明書等で示します。
186	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	15	第3章	第2節	5					受付	エネルギー回収施設において、祝日の受付時間は、平日と同様午前9時から午後4時までと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	16	第3章	第3節		(3)				搬入管理	展開検査を実施する事と記載がありますが、どの程度をお考えでしょうか？	詳細については入札説明書等で示します。
188	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	16	第3章	第3節	(1)					搬入管理	一般住民が直接搬入される処理対象物の荷下ろしは、一般住民が行うことが原則との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	16	第3章	第3節	(3)					搬入管理	一般持込車のダンピングボックスでの検査以外の展開検査(パッカー車等の中身の検査)に関しては、ごみ性状に関するリスク負担者であり収集業務の契約者である組合殿が行い、運営事業者が協力することとして下さい。	要求水準書(案)のとおりとします。
190	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	16	第3章	第3節	(5)					搬入管理	残った処理不適合は、一時的に施設内にストックし、最終的に組合殿にお引取り頂くと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	16	第3章	第3節		(6)				搬入管理	処理不適合等が残った場合の対応については、組合と協議し決定すること、ありますが基本的には一般廃棄物であるために運営事業者での直接の処理は困難であると考えられます。組合殿と協議し、指定場所への移動ということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	17	第3章	第9節		(1)				副生成物処理等	電気や鉄、アルミの売却益は貴組合に帰属しています。スラグについても公共事業における使用が主となると考えられるため、貴組合所掌としていただけないでしょうか？	要求水準書(案)のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
193	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	17	第3章	第9節	1					熔融スラグ	自らの責任で熔融スラグの有効利用を図り、売却を行う。売却代金は、運営事業者に帰属する。とありますが、放射性セシウム濃度が起因で熔融スラグの有効利用ができないことが明確な場合は、貴組合殿にて、処分していただけるとの解釈で宜しいでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。
194	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	17	第3章	第9節	2	(1)				副生成物の処理等 (鉄・アルミ)	金属類の品質確保・全事業期間を通じた確実な有効利用を担保する為に、売却先の確保および売却収入は熔融スラグと同様、事業者所掌とされる事をご検討お願い致します。	要求水準書(案)のとおりとします。
195	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	17	第3章	第9節	3					飛灰処理物及び熔融不適物	運営事業者が、最終処分場等への運搬をしていますが、事業者が一般廃棄物の運搬許可を持っていない場合は、再委託となります。その場合、再委託の許可は頂けるのでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
196	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	17	第3章	第9節	3					飛灰処理物及び熔融不適物	飛灰処理物及び熔融不適物の発生量は、最終処分場の残余年数に大きく影響して参ります。事業者の創意工夫を最大限引き出す為にも、処理フローの工夫及び発生量の多寡を技術提案評価の対象とされる事をご提案いたします。	ご意見として賜ります。
197	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	17	第3章	第9節	3					飛灰処理物及び熔融不適物	飛灰処理物及び熔融不適物の処分に係る業務範囲は以下の通りと考えてよろしいでしょうか。 [事業者の業務] ①運搬車両を購入し組合殿に納入 ②車両への積み込みと計量 [組合殿の業務] ①最終処分場等への運搬 ②最終処分場の確保 ③運搬車両のメンテナンス(燃料費、車検費用等)	本表No. 96を参照してください。
198	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	19	第4章	第1節						本件施設の維持管理業務	維持管理業務の範囲は、本件施設及び複合施設まで含まれる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	20	第4章	第3節						修繕工事	マテリアルリサイクル施設等に関し、建設・土木の施工不良に起因する不具合について、修繕工事の取扱いについてご教示願います。 運営事業者で修繕工事を行った場合、費用負担の取扱いについてご教示願います。	詳細については入札説明書等で示します。
200	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	24	第5章	第2節						測定管理マニュアル	組合殿の合意の上、測定項目及び測定頻度の変更された場合、また法令改正等により測定項目の変更の必要で測定管理費用が当初計画から増加分は、組合殿にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。
201	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	24	第5章	第2節						測定管理マニュアル 表5-1	表中に記載の「焼却残渣」とは、流動床式ガス化熔融炉の場合、何を指すのでしょうか。	熔融不適物を指します。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
202	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	25	第5章	第2節	表5-1					業務期間中の測定項目	作業環境基準でダイオキシン類測定とありますが、初回以降については、運転状況や作業環境が大幅に変更とならない限りは、初回測定で得られたD値を使用し、粉じん測定での評価として宜しいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
203	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	26	第5章	第3節	1	(1)				要監視基準と停止基準	停止基準を超過した場合に停止しなければならないのは、本件施設のうち、停止基準を超過した系列のみと理解してよろしいでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。
204	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	29	第7章	第2節						植栽管理	ご参考までに、既存施設での年間の植栽管理スケジュールについてご教示願います。	植栽管理スケジュールについては事業者の提案とします。
205	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	29	第7章	第4節						見学者対応	表7-1にて見学者受入人数の実績をお示しいただいておりますが、月別の来場者数、団体数についてもご提示ください。	詳細については入札説明書等で示します。
206	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	29	第7章	第4節	(1)					見学者対応	議会や行政視察等も想定されますが、受付及び説明対応は御組合で対応される場合もあると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	29	第7章	第5節	(3)					周辺住民対応	周辺農地への光害について具体的条件があればご教示ください。	ご指摘の条件はありません。
208	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	33	第8章	第12節		(2)				生活環境影響調査の事後調査	事後調査実施後も定期的にはばい煙などを測定、監視し周辺環境への影響を軽減する対策を講じることとありますが、このばい煙測定は、第5章第2節表5-1のばい煙測定と兼用して実施してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	要求水準書(案) 運営・維持管理業務編	33	第8章	第12節		(3)				生活環境影響調査の事後調査	報告書の提出頻度・時期等について組合の協議の上決定することとありますが、提出頻度・時期の目安についてご教示願います。	要求水準書(案)のとおりとします。
210	その他									土質試験報告書	ボーリング調査が実施されていますが、土質試験報告書をご提示願います。	本表No. 154を参照してください。
211	その他									CADデータ	当該予定地のCADデータについてご提供いただけますでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。